1968年度第60回宜野湾市議会会議録（~~定例会~~ 臨時会）

※ 7月12日（第1日目）　（午前10時一分開議）
（午後3時47分散会）

※ 出席議員（19名）

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	4番 渡名喜庸仁
5番 宮里敏行	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	~~9番 棚原憲信~~
10番 稲嶺正廣	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村春仁
16番 武島行男	17番 佐喜真弘
18番 比嘉義定	~~19番 宮城盛昌~~
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

※ 欠席議員（2名）
9番 棚原憲信　19番 宮城盛昌

※ 説明員

市長 島袋全一	助役 沢し安一
~~収入役 宮里将校~~	総務課長 呉屋好永
住民課長 棚原盛真	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 仲村春信	農林課長 崎間政光
商工観光課長 古波蔵信三	都計課長 知花義世

建設課長	新垣善信	~~出納室長~~	~~平良幸子~~
固定資産評価室長	武島正孝		
消防長	大城仁幸	水道部長	仲村春盛
営業課長	奥里将弘	会計課長	多和田真一
工務課長	金城健栄	教育長	宮城信三郎
会計係	知花栄幸		

※ 事務局出席者

局長	末吉健男	庶務係長	照屋毅
議事係長	島袋真由	書記	仲村春夫
書記	比嘉定治		

※ 議事日程（第1号）

1968年7月12日（金曜）

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名議員の指名について

日程第3 議案第57号 宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則

日程第4 議案第58号 宜野湾区教育委員会職員並びに雇傭人の給料及び旅費諸手当に関する規則の一部改正について

日程第5 諮問第1号 公有水面埋立事業（伊佐、大山地先）を随意契約により執行することについて

日程第6 諮問第2号 埋立事業推進のため宜野湾農協預金の預け先変更により生ずる損失差額を市で補助充足することについて

~~日程第7~~

日程第7 決議第5号 中部商業地の地の一部に対する使用権設定を要請する決議

~~日程第8~~

日程第8 宜野湾市営業所管理委員会規則の一部改正について

議長

出席議員は名であります。市町村合併法第5条の規定により議長は就任いたします。次に第60条(別紙)の規定により議長は100分の50以上の同意いたします。(テープ10分)

議長

再ちに本日の仮議を開きます。

議長

日程第1、仮議の決定についてを議題いたします。

本仮議は1日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

ご異議がないので、左様決定いたします。

議長

日程第2、議事録署名議員の指名についてを議題いたします。

議長より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

次異議がございませんので、左様決定いたします。

8番の又吉弘君、17番の佐事長弘君にお願いいたします。

議長

休憩いたします（午前10時7分）

再開いたします（午前10時18分）

議長

日程第3、議案第5号から第8号、陳情第1号、請願第1号の一部説明者及び質疑、討論、採決について、並びに議案第8号、陳情第1号及び請願第1号の一部説明者及び議員並びに傍聴人の説明及び施政方針に関する質疑の一部説明について、上程いたします。

議長

説明者に対する提案者の説明を求めます。

議長

休憩いたします（午前10時20分）

再開いたします（午前10時44分）

議長

説明者に対する質疑を求めます。

3番

前に提案されて来ました、これに手直しを加えて来ましたであります。
手直しを加えるために、どの位の時間を要しましたか、教育委員会は内容は聞きません、私はとにかく前に提案されて来ました案に手直しを加えて、出されて来ました案の様に新たなってあります。そのための説明の時間、大体で結構です。

説明員

はっきりしたことは解りませんが、約1時間

3番

全員集りましたか。

説明員

はい。

14番

5番さんからも物意見がありまして、様に、ある説明を前にさせて来ました、この来ました案と、今度の内容の来ました案が提案されて審議未了になってあります。不審の意思としては、意思を教育委員会は十分理解なさってあると思います。

期を延ばしても議決すれば出来る訳です。それを敢えて期を延ばしないで、審議終了にした理由は何だったのだろうと思います。それを敢えて2回目の議案提出してあります。これを、議員でこの事件を議決しても、議員の当事者として自主が失うと。これでいいか、これでいいかと同じ事件を出したりすると、議員とあると、通例慣行の議員では、すぐに一寸あの事件にしたりするが、議員の意思を意向をちゃんと承知の上で、ある適当時期に敢えて再提出、提案にしたい真意はどういうふうなものですか。

それが考えられると、一事不再議を拡大解釈してみると、それが通らないと、何度解をあり得ります。

以計以上

これは多論是非議員の動向の提案は再三ございますが、その中でこの事件は事前にして議案の中に載るも残ってあります。それから又すぐ審議で議障を期そしますので義務としては、やはりこの事件だけでもというふうに読みて審議に支障を期さないようにという訳であります。よって以前あっていやられる様に、これでいいと、いったような、ことは決し

ごさいらさん（護教不能）

14番

市どにお尋ねいたします。目的のようでありますが、附議議案が、この2条件みたいな不明確さを含んでいる場合に議案の提案者として、いわゆる一事不再議は拡大解釈されるべきかいなかいなどうと思いますが議員の意向をもし把握すれば、特別な事情の変化がない限り、提案していいかは、これは判断つくべきだろうと思います。

附議そういうふうな必要にせまられた場合には、可決されるまで提案しなさるお考えですか。

市長

立案にも書いてありますように、現在の考え方は法定においては。

14番

なぜ申し上げるのは、この条件に関して、お答が一般の議案ですか、否決になった。直ちに100日以内又その他の議員に対し条件を可決されるまで繰返される。いわゆる議員の意思を考慮に入れないで可決されるまでがんばりますか。

市長

いや、いや そうではございません。議員の意思をよく尊重してですね、それなりにやるという考えであります。100時議員をすぎて、(0)こうから送ってから すぐこれをやってくれというそち、はいとなってやるという対応のことはしてないということです。

14番

はい 了解します。

8番

14番さんと(関)連してお尋ねいたしますが、第100時議員ということは、特に定例日ではどうしても時間的なものになし得ない。その前に100時議員を対応しなければいかない緊急を要する事件だけが、主に提案されるのが第100時議員といわれてあります。ですからこの以下で5日が定例日を結びれず100時議員に。

議長

了解いたします(議員の皆さん了解)

再開いたします(議員の皆さん了解)

議長

議案第57号、58号につきまして、質疑の段階で継続審議といたしたいと思いますが、異議ございませんか

（異議なしとの声）

議長

異議がないので、継続決定いたします。

議長

休憩いたします（午前11時14分）

再開いたします（午前11時16分）

議長

日程第5、議案第1号の有料道路事業（伊佐、大山地区）を廃止する条例により、執行することについてを上程いたします。

議長

これに対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長

次、提案説明申し上げます。これは、書面に、書いてございますので、お

市にとりましては大きな工事でございます。又ご説明にありました様に従来よりも長い方で慎重検討されまして、大体において前の長期で目鼻が大体ついた訳でございます。それでこれは普通の工事と違いまして条例にある方式ではどうも工事が大きすぎて急ぐ工事をするには難点が生じてくるんじゃないかという様なことが考えられますので、ここに別記してあります様にあらゆる角度から業者を選定いたしまして、そして適意契約によりまして、その施工を持っていこうというふうに考えられて設けてある訳でございます。それでその中身、或いは実施方法ということにつきましては別紙の方から説明をさせることにいたします。

議　長

　ガスに対する質疑を求めます。

議　長

　ガスにつきましては質疑の段階にありまして、まず特別委員の方に対質問をしたいと思いますが如何でございませんか。

（異議なしとの呼ぶ）

議　長

異議がございませんので、質疑の終結で、本案を原案通り委員会に付託することに決定いたします。

次、第7号議案を議題に供します。お諮りいたします。

議　長

以上をもちまして午前の部議事を終了することにいたします。午後は2時から再開いたします。

休憩いたします（午前11時20分）

議　長

定足数に達しましたので、再開します。午後の部議事を開きます。

（午後2時）

議　長

第7号議案、有水面埋立事業を随意契約により執行することについて、再び上程いたします。

本件については、午前の質疑にかかって、本案を原案通り委員会に付託するかに討論ありましたが、動議が出ましたので、一応事務局長をして朗読いたします。……

議 ど

水質汚濁防止法（昭和45年法律
毒劇物取締法（昭和25年法律

議 ど

公害に対する対策を促進するため、ど
の整備を求めます。

しがらき焼ど

地場産業をいう。

陶磁器について、その歴史が
長く、古くあり方とともに歩んでき
ますので、長く伝統的に続いた
の重量をつかんでおられると思い
ます。ゆえんでもなく、この工事は、
市のかってない、大規模な工事でご
ざいまして、しかも又この後者エリ
アをいろいろ所の部分が、そうすべてで
はないということ、部分的でもご
ざいません。そういった問題、当部
署(室)する所の住民さの理解をする
という当部の目的はこの度の工事
の性格によって、すべては判断される
訳であります。従いまして従来
のやり~~方~~方、いわゆる人力の方法
工事など人の方法では到底その
莫然たるものの掌握ということがと
ても困難である。その必要なる
ことを思えば、不足ございます。

よいって。000 まだいろいろ いかがか
ということで 000 ぐらいに 別にいろいろ
かやめる まだ ってことで 000 まで 事業
ここで 決まって 実施 事業 実施
いいんじゃないと 思う 事業 実施
いかがか ③ 実施 ③ 実施
ないっていう ③ 実施
あるんじゃないか
ないっていう ③ 実施
ないっていう ③ 実施
ないっていう ③ 実施

議長
子どもに対する質疑を許します

議長
休憩いたします（午後2時2分）
再開いたします（午後2時28分）

議長
子どもにつきましては一応質疑を終りたいと思いますが効果測定ございませんか。

（異議なしとの声が）

議長
効果測定がございませんので、左様決定いたします。

議長
子どもに対する討論を許します。

議長
討論者挙手がございますが効果測定ございませんか

（異議なしとの声が）

議長
効果測定がございませんので左様決定いたします。

議長

諮問第1号から10号（有水団地造成事業（伊佐、大山地区）を随意契約により執行することについてを表決いたします。

原案通り可として答申することに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

異議がございませんので本案については原案通り答申することに決定いたします。

議長

続いて審議中の議案第47号立野消防と教育委員会事務局設置規則の一部改正について並びに議案第48号立野消防と教育委員会職員並びに使用人の給料及び旅費、諸手当に関する規則の一部改正についてを一括いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩をいたします（午後3時30分）

再開をいたします（午後3時31分）

8番

議案第8号について質問をします。そのような8号の中の事務主事、事務主事補は予算措置はされていないようですが、又事務局設置条例をみても必要があれば置くことができるというふうに条例にはなっておりません。そこで予算措置もされていないが、どの部局で給与等を支出の条例の中に設置した。その理由と法的根拠をお聞きします。

助役

お答えいたします。現在の行政事務主事、事務主事補というふうにならば、まだ決められておりませんが、将来そういう職員がこういうふうにならば、必ずなった場合に職員あげる職員の方々に対して将来の希望を持たすとそういうような意味でこれを設置している訳であります。

8番

それは将来希望を持たす意味にあって、その条例に掲載してあるんだ

というお話でございますが、しかしながら問題というこそは、多くんぞこの法律に関する問題その多くは毎年毎年の様で多くんぞ問題広されてある問題だでございます。問題なで。そういう意味からしまして別にこの事、事業所が必要であれば別にこの問題を提案してもいいんじゃないかと予算措置もない。この資料そして別お話しもあり聞きましたが所別に別度いわゆる69年度内では さして必要ではないという話である。別の所管からは要望取り上げる旨でございますが、敢えてこの要がなくてもいいんじゃないかと そう思う訳ですが。そう思いわゆる69年度内は必要はないと。いう形なる別主のただ命令をもって意味で思いてあるんだという形なあれですが。その辺は

教育長

ときもやはり上げるような形にやはりそういう心なる目ちてというものを持つということは、仕事にかかっても分かみが出るのではないかと、こういう形ふうに考える訳であります。従って、こういう心なる目標を思い

てあるということは、やはり職員の待遇の厚みが又一つの厚みにもなるんじゃないかと思いまして置いた方がいいというふうに考えます。そういう意味合いからこれを設けてある訳であります。

8番

だから厚みということは事務局設置条例案の方にはちゃんとありますので、特に職員の厚みということは、その事務局設置条例案にあって厚みは出来る訳ですが、この58条の別表5特手当に関する規定には出張旅費でなければかえって今さら別表とかそういったものは空白にした方がすっきりするんじゃないかと思いますが、その辺はいかがなお考えですか。

議長

やはりその法律に対する所の説明というものを、それを設置するということは、やはりそういう方面の知識を上げる所の、そういう意味の事務のために例を挙げるとこう思う訳であります。

議長

休憩いたします（午後2時38分）

再開いたします（午後2時45分）

議長

議案第5号乙並びに第8号に対する質疑を終りたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

異議がございませんので、原案決定いたします。

議長

では議案第5号に対する討論を許します。

なければ討論を終ったと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

異議がないので、原案決定いたします。

議案第5号乙並びに第8号は、

事務局設置規則の一部改正について
を提案致します。
原案どおり承認することに異議ご
ざいませんか。

（異議なしとの声）

議長
異議がないので、本案について
は原案どおり承認することに決定
いたします。

議長
議案第58号の明治地区公民館
職員並び指導員の給料及び旅費
諸手当に関する規則の一部改正
について、討論を行います。

討論
本案についても討論を省略させ
ていただいますが、異議ございま
せんか。

（異議なしとの声）

議長
異議がございませんので、原
案決定いたします。

議長

議案第8号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第9号 宜野湾市職員の給与に関する規則の一部改正について 議案第10号 宜野湾市職員の給与に関する規則の一部改正について 議案第11号 宜野湾市職員の給与に関する規則の一部改正について 議案第12号 宜野湾市職員の給与に関する規則の一部改正について 以上5件を一括して議題とします。

議案第8号から第12号の5件を一括して承認することに異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

異議がないので、第8号から第12号の5件を一括して承認することに決定いたします。

議長

休憩いたします（午後2時5分）

再開いたします（午後2時8分）

議長

日程第6 諮問第1号について 日程第7 諮問第2号について 日程第8 諮問第3号について 日程第9 諮問第4号について 日程第10 諮問第5号について 日程第11 諮問第6号について 日程第12 諮問第7号について 日程第13 諮問第8号について 日程第14 諮問第9号について 日程第15 諮問第10号について 日程第16 諮問第11号について 日程第17 諮問第12号について 日程第18 諮問第13号について 日程第19 諮問第14号について 日程第20 諮問第15号について 日程第21 諮問第16号について 日程第22 諮問第17号について 日程第23 諮問第18号について 日程第24 諮問第19号について 日程第25 諮問第20号について

前に対する後(中)取消を要請する決議について。(日程第8に選挙管理委員並びに(可)補欠員の再選挙について。以上のあり方のようにいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長
異議がございませんので、左様決定いたします。

議長
(1)日程4、議()第1号に関する事業継続のため、市町村合併の設けた学区により生ずる欠員補充を予定補充することについてを上程いたします。事務局長をして説明させます。

議長
説明いたします（佐々木）
再説明いたします（佐々木）

議長
本案に対する質疑を許します。

議長

質疑がなければ質疑を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

異議がないので、原案決定いたします。

議長

ただいまから討論を行います。

討論もなければ討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

異議がございませんので、原案決定いたします。

議長

諮問第2号、埋蔵文化財発掘調査事業所内の土地区画整理事業施行区域内における文化財保護法第57条の2第1項の規定による届出について を採決いたします。

原案どおり答申することに異議ございませんか。

（異議なしとの呼び）

議長

異議がございませんので、原案については、原案どおり可決と決定いたします。

議長

休憩いたします（午後3時25分）

再開いたします（午後3時40分）

議長

①諮第7号決議第5号中部商業高校の一部に対する修繕工事請負契約の一部を変更する決議についてを一括議題として説明申し上げます。

議長

本件については、質疑、討論を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしとの呼び）

議長

異議がないので、本件決定いたします。

議長（中村）

はい、次に、第(6)号議案を議題とします。

この議案は、宜野湾市議会議員の定数を28人から26人に減ずるものであります。

提案理由の説明を求めます。

議長（中村）

はい、提案理由の説明を求めます。

議長（中村）

はい、ちょっと、暫時、ちょっと、暫時、ちょっと、暫時

議長

次異議がございませんので、議案が可決されることに決定いたします。

議長

宮野浦市選挙管理委員会委員4名の辞職願を提出されております。
次異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長

次異議がないので、宮野浦市選挙管理委員会委員4名の辞職願を許可することと決定いたします。

議長

引き続き、市町村合併推進審議会委員の補充の件を議題とします。
選挙される候補者は1人であります。
第(甲)の選挙の方法はお諮りせずに、
第(甲)も諮りませんの方法で行いたいと思いますが、次異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長

次異議がないので、方法決定いたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの方法については議長において処理することにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

ご異議がございませんので、方法決定いたします。

議長

宮野湾市選挙管理委員会補充員に石川孝氏をお願いします。

お諮りいたします。補充員に石川孝氏を宮野湾市選挙管理委員会補充員に選任することにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

ご異議がございませんので、宮野湾市選挙管理委員会補充員に石川孝氏を選任することにいたします。

以上をもちまして、当初の予定通りに終了いたしました。これをもって平成60年度宜野湾市議会定例会第1回臨時会を閉会いたします。

議員諸氏ならびに当局の皆様方のご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

（以上もって閉会）

宜野湾市議会

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるがその内容の正確であることを証するためここに署名する。

1968年 7月 30日

宜野湾市議会議長 古波蔵 清次郎

議事録署名議員 又吉正弘

議事録署名議員 佐喜眞 弘